



発行 新潟県

第34号

令和元年8月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 12 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(基幹病院整備室)
- 13 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(障害福祉課)

告 示

- 364 鳥獣保護区の存続期間更新(環境企画課)
- 365 休猟区の指定(環境企画課)
- 366 特定猟具使用禁止区域の指定(環境企画課)
- 367 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(環境対策課)
- 368 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 369 救急病院等の指定(医務薬事課)
- 370 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 371 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 372 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 373 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 374 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 375 県営土地改良事業変更計画の決定(農地計画課)
- 376 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 377 公共測量の実施(監理課)
- 378 公共測量の実施(監理課)
- 379 公共測量の実施(監理課)
- 380 公共測量の実施(監理課)
- 381 公共測量の実施(監理課)
- 382 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 383 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 384 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更(建築住宅課)
- 385 港湾計画の変更(港湾整備課)
- 386 港湾計画の変更(港湾整備課)
- 387 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託(文化行政課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(情報政策課)
- 大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 砂利採取業務主任者試験の実施(河川管理課)

病院局管理規程

- 3 新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程(病院局経営企画課)

病院局告示

- 4 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正(病院局業務課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

公安委員会規則

- 2 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課)
- 3 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)

規 則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動後別表項」という。）が存在する場合には当該移動別表項を当該移動後別表項とし、移動別表項に対応する移動後別表項が存在しない場合には当該移動別表項（以下「削除別表項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示及び削除別表項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項及び別表の号の表示並びに追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(料金)	(料金)
<p>第2条 条例第3条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（<u>10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額</u>）、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規則によらない額の契約をすることができる。</p>	<p>第2条 条例第3条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（<u>その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。</u>）、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規則によらない額の契約をすることができる。</p>
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

- 1 初診時選定療養費
- (1) 魚沼基幹病院 2,200円
- (2) 燕労災病院 3,300円
- 2 180日を超える入院に係る特別入院料 1日につき 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年9月厚生労働省告示第498号)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
- 3 入院室料差額
- (1) 魚沼基幹病院
- ア 特別S室 1日につき 11,000円
- イ 特別A室 1日につき 6,600円
- ウ 特別B室 1日につき 5,500円
- エ 特別C室 1日につき 4,400円
- (2) 燕労災病院
- ア 特室A 1日につき 13,200円
- イ 特室B 1日につき 8,800円
- ウ 個室A 1日につき 5,500円
- エ 個室B 1日につき 4,400円
- オ 個室C 1日につき 3,300円
- カ 2人室A 1日につき 2,200円
- キ 2人室B 1日につき 1,650円
- ク 4人室A 1日につき 1,100円
- 4 受託検査料及び受託エックス線撮影料 健康保険法の規定による算定方法により算定した額(以下「点数表により算定した額」という。)に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
- ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。
- 5 (略)
- 6 文書料
- (1) 診断書及び証明書

- 1 初診時特定療養費
- (1) 魚沼基幹病院 2,160円
- (2) 燕労災病院 3,240円
- 2 180日を超える入院に係る特別入院料 1日につき 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年9月厚生労働省告示第498号)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- 3 入院室料差額
- (1) 魚沼基幹病院
- ア 特別S室 1日につき 10,800円
- イ 特別A室 1日につき 6,480円
- ウ 特別B室 1日につき 5,400円
- エ 特別C室 1日につき 4,320円
- (2) 燕労災病院
- ア 特室A 1日につき 12,960円
- イ 特室B 1日につき 8,640円
- ウ 個室A 1日につき 5,400円
- エ 個室B 1日につき 4,320円
- オ 個室C 1日につき 3,240円
- カ 2人室A 1日につき 2,160円
- キ 2人室B 1日につき 1,620円
- ク 4人室A 1日につき 1,080円
- 4 受託検査料及び受託エックス線撮影料 健康保険法の規定による算定方法により算定した額(以下「点数表により算定した額」という。)に1.08を乗じて得た額のそれぞれ9割相当額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。
- 5 (略)
- 6 文書料
- (1) 診断書及び証明書

ア 普通のもの 1件につき <u>1,650円</u>	ア 普通のもの 1件につき <u>1,620円</u>
イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>3,850円</u>	イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>3,780円</u>
ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき <u>5,500円</u>	ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき <u>5,400円</u>
(2) 死亡診断書及び死体検案書	(2) 死亡診断書及び死体検案書
ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき <u>3,300円</u>	ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき <u>3,240円</u>
イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>5,500円</u>	イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>5,400円</u>
(3) (略)	(3) (略)
(4) エックス線複写フィルム	(4) エックス線複写フィルム
ア 半切 1枚につき <u>780円</u>	ア 半切 1枚につき <u>770円</u>
イ 大角 1枚につき <u>650円</u>	イ 大角 1枚につき <u>640円</u>
ウ 大四ツ切 1枚につき <u>510円</u>	ウ 大四ツ切 1枚につき <u>500円</u>
エ 四ツ切 1枚につき <u>400円</u>	エ 四ツ切 1枚につき <u>390円</u>
オ 六ツ切 1枚につき <u>280円</u>	オ 六ツ切 1枚につき <u>270円</u>
カ B4 1枚につき <u>650円</u>	カ B4 1枚につき <u>640円</u>
キ 光ディスク 1枚につき <u>1,310円</u>	キ 光ディスク 1枚につき <u>1,290円</u>
(5) (略)	(5) (略)
7 セカンドオピニオン料 1件につき <u>11,000円</u>	7 セカンドオピニオン料 1件につき <u>10,800円</u>
8 医師面談料	8 医師面談料
(1) <u>保険法(平成20年法律第56号)その他の法律に定める保険給付のために必要な調査を行う者と面談する場合</u> 1回につき <u>5,500円</u>	(1) <u>保険法(平成20年法律第56号)その他の法律に定める保険給付のために必要な調査を行う者と面談する場合</u> 1回につき <u>5,400円</u>
(2) <u>その他の場合</u> 1回につき <u>3,300円</u>	(2) <u>その他の場合</u> 1回につき <u>3,300円</u>
9 健康診断料	9 健康診断料
(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,170円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,990円</u>)	(1) 普通健康診断料 1人につき <u>2,960円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,750円</u>)
(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査点数表により算定した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査点数表により算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
(3) 特殊健康診断料	(3) 特殊健康診断料
ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,500円</u>	ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,400円</u>
イ 乳児検診料 1人につき <u>3,300円</u>	イ 乳児検診料 1人につき <u>3,240円</u>

ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき
3,850円

エ 妊産婦超音波検査料 1回につき
1,590円

ただし、医学的知見に基づき、超音波検査以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を加算する。

(4) 短期人間ドック料

ア 通院1日コース 1人につき 44,000円

ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は1,220円を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を加算する。

イ 脳ドック 1人につき 52,800円

ただし、医学的知見に基づき、脳ドックにおける検査、診断等以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を加算する。

10 予防接種料 1件につき 220円に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新潟県の広域的個別予防接種として別に定める料

ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき
3,780円

エ 妊産婦超音波検査料 1回につき
1,590円

ただし、医学的知見に基づき、超音波検査以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

(4) 短期人間ドック料

ア 通院1日コース 1人につき 43,200円

ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は1,170円を、脳オプション検査を行った場合は41,040円を、がんオプション検査を行った場合は17,280円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

イ 脳ドック 1人につき 51,840円

ただし、医学的知見に基づき、脳ドックにおける検査、診断等以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

10 予防接種料 1件につき 180円に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新

金が2割を超える場合は、当該料金)を限度として料金を増減することができる。

11～15 (略)

16 避妊処置料

(1) リング又はウイング

ア 挿入又は交換 1回につき 38,500円
ただし、麻酔を行った場合は、11,000円を加算する。

イ 抜去 1回につき 6,600円
ただし、麻酔を行った場合は、11,000円を加算する。

(2) 経口避妊薬((3)を除く。) 1か月分 3,300円

(3) 低用量経口避妊薬 1か月分 2,200円

17 体外受精料

(1) 採卵 1件につき 67,370円

(2) 採卵及び培養 1件につき 99,270円

(3) 採卵から胚移植まで 1件につき 123,280円

18 人工受胎法施術料 1件につき 5,500円

19 人工妊娠中絶手術料

(1) 妊娠満12週までのもの 1件につき 110,000円

(2) 妊娠満13週から妊娠満22週未満のもの 1件につき 220,000円

(3) 頸管拡張用使用材料 1回につき 病院における購入価格に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

20 婦人避妊手術料 1件につき 132,000円

21 死体検案料 1体につき 11,000円
ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。

22 死後処置料 1件につき 5,500円

ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数が

潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金)を限度として料金を増減することができる。

11～15 (略)

16 避妊処置料

(1) リング又はウイング

ア 挿入又は交換 1回につき 37,800円
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。

イ 抜去 1回につき 6,480円
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。

(2) 経口避妊薬((3)を除く。) 1か月分 3,240円

(3) 低用量経口避妊薬 1か月分 2,160円

17 体外受精料

(1) 採卵 1件につき 65,520円

(2) 採卵及び培養 1件につき 97,040円

(3) 採卵から胚移植まで 1件につき 120,150円

18 人工受胎法施術料 1件につき 5,400円

19 人工妊娠中絶手術料

(1) 妊娠満12週までのもの 1件につき 108,000円

(2) 妊娠満13週から妊娠満22週までのもの 1件につき 216,000円

(3) 頸管拡張用使用材料 1回につき 病院における購入価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

20 婦人避妊手術料 1件につき 129,600円

21 死体検案料 1体につき 10,800円
ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。

22 死後処置料 1件につき 5,400円

ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未

あるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。

23 歯科料金

(1) 歯冠修復

ア 全部被覆冠

- (ア) セラミック 101,200円
- (イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン 115,500円
- (ウ) エンジェルクラウン 77,000円
- (エ) e. m a x 77,000円
- (オ) ハイブリッドセラミックス金合金 66,000円
- (カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 60,500円
- (キ) ハイブリッドセラミックス J K 55,000円
- (ク) 金合金 60,500円
- (ケ) チタン 55,000円
- (コ) 金パラジウム 30,560円

イ 3/4冠、4/5冠及び硬質レジン前窓冠

- (ア) ハイブリッドセラミックス 44,000円
- (イ) 金合金 55,000円
- (ウ) チタン 49,500円
- (エ) 金パラジウム 27,500円

ウ (略)

エ インレー

- (ア) セラミック 60,500円
- (イ) e. m a x 60,500円
- (ウ) ハイブリッドセラミックス 44,000円
- (エ) 金合金 49,500円
- (オ) チタン 44,000円
- (カ) 金パラジウム 24,440円

オ コア

- (ア) 金合金 16,500円
- (イ) チタン 14,300円
- (ウ) 金パラジウム 7,940円
- (エ) その他の合金 7,700円
- (オ) ファイバー 11,000円
- (カ) コンポジットレジン (ポストを含む。) 7,700円

満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。

23 歯科料金

(1) 歯冠修復

ア 全部被覆冠

- (ア) セラミック 99,360円
- (イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン 113,400円
- (ウ) エンジェルクラウン 75,600円
- (エ) e. m a x 75,600円
- (オ) ハイブリッドセラミックス金合金 64,800円
- (カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 59,400円
- (キ) ハイブリッドセラミックス J K 54,000円
- (ク) 金合金 59,400円
- (ケ) チタン 54,000円
- (コ) 金パラジウム 30,000円

イ 3/4冠、4/5冠及び硬質レジン前窓冠

- (ア) ハイブリッドセラミックス 43,200円
- (イ) 金合金 54,000円
- (ウ) チタン 48,600円
- (エ) 金パラジウム 27,000円

ウ (略)

エ インレー

- (ア) セラミック 59,400円
- (イ) e. m a x 59,400円
- (ウ) ハイブリッドセラミックス 43,200円
- (エ) 金合金 48,600円
- (オ) チタン 43,200円
- (カ) 金パラジウム 24,000円

オ コア

- (ア) 金合金 16,200円
- (イ) チタン 14,040円
- (ウ) 金パラジウム 7,800円
- (エ) その他の合金 7,560円
- (オ) ファイバー 10,800円
- (カ) コンポジットレジン (ポストを含む。) 7,560円

カ ベニア修復

(ア) セラミック 77,000円(イ) ハイブリッドセラミックス 55,000円(ウ) コンポジットレジン 44,000円キ テンポラリークラウン 1歯につき
3,300円

(2) 欠損補綴

ア 局部床義歯

(ア) 金合金

a 1床1歯から1床4歯まで 379,500円b 1床5歯から1床8歯まで 404,800円c 1床9歯から1床12歯まで
430,100円d 1床13歯及び1床14歯 468,600円

(イ) 金パラジウム合金

a 1床1歯から1床4歯まで 354,200円b 1床5歯から1床8歯まで 367,400円c 1床9歯から1床12歯まで
404,800円d 1床13歯及び1床14歯 443,300円

(ウ) その他の合金(チタン、コバルトクロム等)

a 1床1歯から1床4歯まで 231,000円b 1床5歯から1床8歯まで 258,500円c 1床9歯から1床12歯まで
286,000円d 1床13歯及び1床14歯 302,500円

(エ) ノンクラスプデンジャー

a 1床1歯から1床4歯まで 82,500円b 1床5歯から1床8歯まで 85,360円c 1床9歯から1床12歯まで 88,210円d 1床13歯及び1床14歯 90,750円

イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含

カ ベニア修復

(ア) セラミック 75,600円(イ) ハイブリッドセラミックス 54,000円(ウ) コンポジットレジン 43,200円キ テンポラリークラウン 1歯につき
3,240円

(2) 欠損補綴

ア 局部床義歯

(ア) 金合金

a 1床1歯から1床4歯まで 372,600円b 1床5歯から1床8歯まで 397,440円c 1床9歯から1床12歯まで
422,280円d 1床13歯及び1床14歯 460,080円

(イ) 金パラジウム合金

a 1床1歯から1床4歯まで 347,760円b 1床5歯から1床8歯まで 360,720円c 1床9歯から1床12歯まで
397,440円d 1床13歯及び1床14歯 435,240円

(ウ) その他の合金(チタン、コバルトクロム等)

a 1床1歯から1床4歯まで 226,800円b 1床5歯から1床8歯まで 253,800円c 1床9歯から1床12歯まで
280,800円d 1床13歯及び1床14歯 297,000円

(エ) ノンクラスプデンジャー

a 1床1歯から1床4歯まで 81,000円b 1床5歯から1床8歯まで 83,810円c 1床9歯から1床12歯まで 86,610円d 1床13歯及び1床14歯 89,100円

イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含

む。)

(ア) 少数歯 (1歯から8歯まで) 7,640

円

(イ) 多数歯 (9歯から14歯まで) 14,260

円

(ウ) 総義歯 27,500円(エ) 線鉤 1装置につき 1,630円(オ) 鑄造鉤 1装置につき 4,280円

ウ 総義歯

(ア) 金合金 531,300円(イ) 金パラジウム合金 493,900円(ウ) コバルトクロム合金 297,000円(エ) チタン 352,000円

エ 鑄造鉤

(ア) 金合金

a 特殊型 20,900円b 両翼鉤及び双歯鉤 16,500円

(イ) 金パラジウム合金

a 特殊型 16,500円b 両翼鉤及び双歯鉤 13,200円

(ウ) その他の合金

a 特殊型 13,750円b 両翼鉤及び双歯鉤 13,200円

オ 線鉤

(ア) 金合金

両翼鉤及び双歯鉤 16,500円

(イ) その他の合金

両翼鉤及び双歯鉤 7,150円

カ フック、スパー及びレスト

(ア) 金合金 11,000円(イ) 金パラジウム合金 9,350円(ウ) その他の合金 7,150円

キ 鑄造バー

(ア) 金合金 53,350円(イ) 金パラジウム合金 40,700円(ウ) その他の合金 27,500円ク 屈曲バー 11,000円ケ 根面キャップ (金合金) 19,800円

コ 咬合面鑄造金属歯

(ア) 金合金 1歯につき 10,450円(イ) 金パラジウム合金 1歯につき 8,250

円

む。)

(ア) 少数歯 (1歯から8歯まで) 7,500

円

(イ) 多数歯 (9歯から14歯まで) 14,000

円

(ウ) 総義歯 27,000円(エ) 線鉤 1装置につき 1,600円(オ) 鑄造鉤 1装置につき 4,200円

ウ 総義歯

(ア) 金合金 521,640円(イ) 金パラジウム合金 484,920円(ウ) コバルトクロム合金 291,600円(エ) チタン 345,600円

エ 鑄造鉤

(ア) 金合金

a 特殊型 20,520円b 両翼鉤及び双歯鉤 16,200円

(イ) 金パラジウム合金

a 特殊型 16,200円b 両翼鉤及び双歯鉤 12,960円

(ウ) その他の合金

a 特殊型 13,500円b 両翼鉤及び双歯鉤 12,960円

オ 線鉤

(ア) 金合金

両翼鉤及び双歯鉤 16,200円

(イ) その他の合金

両翼鉤及び双歯鉤 7,020円

カ フック、スパー及びレスト

(ア) 金合金 10,800円(イ) 金パラジウム合金 9,180円(ウ) その他の合金 7,020円

キ 鑄造バー

(ア) 金合金 52,380円(イ) 金パラジウム合金 39,960円(ウ) その他の合金 27,000円ク 屈曲バー 10,800円ケ 根面キャップ (金合金) 19,440円

コ 咬合面鑄造金属歯

(ア) 金合金 1歯につき 10,260円(イ) 金パラジウム合金 1歯につき 8,100

円

<p>(ウ) その他の合金及び合金の隙 1 歯につき <u>5,500円</u></p> <p>サ コーススクローネ外冠 第1号Aに定める料金を<u>7,150円</u>を加算した額</p> <p>シ ブレードティース (片側)</p> <p>(ア) 金合金 <u>60,500円</u></p> <p>(イ) その他の金属 <u>33,000円</u></p> <p>ス 診断設計料</p> <p>(ア) 磁性アタッチメント 1 箇所につき <u>12,220円</u>に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に<u>1.1</u>を乗じて得た額 (<u>10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額</u>)</p> <p>(イ) 部品交換 1 箇所につき <u>6,110円</u>に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に<u>1.1</u>を乗じて得た額 (<u>10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額</u>)</p> <p>(ウ) その他のアタッチメント 1 箇所につき <u>37,690円</u>に使用材料 (金属代及びアタッチメント材料) の購入価格を加えた額に<u>1.1</u>を乗じて得た額 (<u>10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額</u>)</p> <p>(エ) テレスコープ 1 歯につき <u>49,400円</u>に使用材料 (金属代) の購入価格を加えた額に<u>1.1</u>を乗じて得た額 (<u>10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額</u>)</p> <p>セ 義歯の修理及び増歯</p> <p>(ア) 少数歯 (1 歯から8歯まで) <u>3,770円</u></p> <p>(イ) 多数歯 (9 歯から14歯まで) <u>4,280円</u></p> <p>(ウ) 総義歯 <u>4,890円</u></p> <p>(エ) 人工歯料 1 歯につき <u>310円</u></p> <p>ソ 義歯の床内面適合 (リベース)</p>	<p>(ウ) その他の合金及び合金の隙 1 歯につき <u>5,400円</u></p> <p>サ コーススクローネ外冠 第1号Aに定める料金を<u>7,020円</u>を加算した額</p> <p>シ ブレードティース (片側)</p> <p>(ア) 金合金 <u>59,400円</u></p> <p>(イ) その他の金属 <u>32,400円</u></p> <p>ス 診断設計料</p> <p>(ア) 磁性アタッチメント 1 箇所につき <u>12,000円</u>に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に<u>1.08</u>を乗じて得た額 (<u>その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。</u>)</p> <p>(イ) 部品交換 1 箇所につき <u>6,000円</u>に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に<u>1.08</u>を乗じて得た額 (<u>その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。</u>)</p> <p>(ウ) その他のアタッチメント 1 箇所につき <u>37,000円</u>に使用材料 (金属代及びアタッチメント材料) の購入価格を加えた額に<u>1.08</u>を乗じて得た額 (<u>その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。</u>)</p> <p>(エ) テレスコープ 1 歯につき <u>48,500円</u>に使用材料 (金属代) の購入価格を加えた額に<u>1.08</u>を乗じて得た額 (<u>その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。</u>)</p> <p>セ 義歯の修理及び増歯</p> <p>(ア) 少数歯 (1 歯から8歯まで) <u>3,700円</u></p> <p>(イ) 多数歯 (9 歯から14歯まで) <u>4,200円</u></p> <p>(ウ) 総義歯 <u>4,800円</u></p> <p>(エ) 人工歯料 1 歯につき <u>300円</u></p> <p>ソ 義歯の床内面適合 (リベース)</p>
--	--

(ア) 少数歯 (1歯から8歯まで)	<u>4,280</u>
円	
(イ) 多数歯 (9歯から14歯まで)	<u>6,420</u>
円	
(ウ) 総義歯	<u>10,690円</u>
タ 有床義歯調整管理料	<u>1,120円</u>
(3) 矯正	
ア 矯正相談料	<u>2,750円</u>
イ 矯正初診料	<u>1,630円</u>
ウ 矯正検査診断料	
(ア) 形態の検査診断料	<u>36,300円</u>
(イ) 機能的検査診断料	<u>12,100円</u>
エ 装置料	
(ア) 上顎顎外固定装置	<u>67,100円</u>
(イ) オトガイ帽装置	<u>67,100円</u>
(ウ) 上顎前方牽引装置	<u>79,200円</u>
(エ) 機能的矯正装置	
a バイオネーター	<u>67,100円</u>
b アクチバトール	<u>67,100円</u>
c ムーシールド	<u>67,100円</u>
d ビムラー装置	<u>67,100円</u>
e フレンケル装置	<u>96,800円</u>
f 咬合斜面板	<u>42,900円</u>
g 咬合挙上板	<u>42,900円</u>
h 切歯斜面板	<u>18,700円</u>
i リップバンパー	<u>42,900円</u>
(オ) 拡大装置	
a クアードヘリックス	<u>42,900円</u>
b バイヘリックス	<u>42,900円</u>
c コフィンの拡大弧線装置	<u>42,900円</u>
d 急速拡大装置	<u>55,000円</u>
(カ) 舌側弧線装置	<u>36,300円</u>
(キ) トランスパラタルアーチ	<u>36,300円</u>
(ク) ペンデュラム装置	<u>96,800円</u>
(ケ) スライディングプレート	<u>24,200円</u>
(コ) 床矯正装置	<u>36,300円</u>
(サ) スペースリグーナー	<u>67,100円</u>
(シ) 口腔習癖防止装置	<u>30,800円</u>
(ス) セクショナルブラケット装置 A	<u>121,000円</u>
(セ) セクショナルブラケット装置 B (補綴 処置前)	<u>72,600円</u>

(ア) 少数歯 (1歯から8歯まで)	<u>4,200</u>
円	
(イ) 多数歯 (9歯から14歯まで)	<u>6,300</u>
円	
(ウ) 総義歯	<u>10,500円</u>
タ 有床義歯調整管理料	<u>1,100円</u>
(3) 矯正	
ア 矯正相談料	<u>2,700円</u>
イ 矯正初診料	<u>1,600円</u>
ウ 矯正検査診断料	
(ア) 形態の検査診断料	<u>35,640円</u>
(イ) 機能的検査診断料	<u>11,880円</u>
エ 装置料	
(ア) 上顎顎外固定装置	<u>65,880円</u>
(イ) オトガイ帽装置	<u>65,880円</u>
(ウ) 上顎前方牽引装置	<u>77,760円</u>
(エ) 機能的矯正装置	
a バイオネーター	<u>65,880円</u>
b アクチバトール	<u>65,880円</u>
c ムーシールド	<u>65,880円</u>
d ビムラー装置	<u>65,880円</u>
e フレンケル装置	<u>95,040円</u>
f 咬合斜面板	<u>42,120円</u>
g 咬合挙上板	<u>42,120円</u>
h 切歯斜面板	<u>18,360円</u>
i リップバンパー	<u>42,120円</u>
(オ) 拡大装置	
a クアードヘリックス	<u>42,120円</u>
b バイヘリックス	<u>42,120円</u>
c コフィンの拡大弧線装置	<u>42,120円</u>
d 急速拡大装置	<u>54,000円</u>
(カ) 舌側弧線装置	<u>35,640円</u>
(キ) トランスパラタルアーチ	<u>35,640円</u>
(ク) ペンデュラム装置	<u>95,040円</u>
(ケ) スライディングプレート	<u>23,760円</u>
(コ) 床矯正装置	<u>35,640円</u>
(サ) スペースリグーナー	<u>65,880円</u>
(シ) 口腔習癖防止装置	<u>30,240円</u>
(ス) セクショナルブラケット装置 A	<u>118,800円</u>
(セ) セクショナルブラケット装置 B (補綴 処置前)	<u>71,280円</u>

- (ウ) 本格的矯正治療Ⅰ期(混合歯列期)の
セクショナルアーチ(片顎) 121,000
円
- (ク) 本格的矯正治療(MTM)のセクショ
ナルアーチ(片顎) 72,600円
- (フ) マルチブラケット装置A
- a 金属ブラケット及び審美ブラケット
440,000円
- b 本格的矯正治療Ⅱ期(永久歯列期)
のダイレクトボンディングシステム(上
下顎) 440,000円
- c セラミックスブラケット 550,000
円
- (ツ) マルチブラケット装置B
- a 金属ブラケット及び審美ブラケット
330,000円
- b 本格的矯正治療Ⅱ期(永久歯列期)
のダイレクトボンディングシステム(上
下顎) 330,000円
- c セラミックスブラケット 440,000
円
- (テ) 可撤式樹脂矯正装置 363,000円
- (ト) 矯正治療用インプラント 1本につき
24,200円
- (チ) 保定装置
- a 片顎 30,800円
- b 両顎 61,600円
- (ニ) 保険装置
- a クラウン(バンド) ループ 23,100
円
- b ディスタルシュー 25,300円
- c 乳歯義歯
- (a) 1歯から4歯まで 23,100円
- (b) 5歯から8歯まで 25,300円
- (c) 総義歯 57,200円
- (ス) 矯正用アンカーインプラント(局所麻
酔料及び投薬料を含む。)
- a プレートシステム 1箇所目
63,860円
- b プレートシステム 2箇所目以降
1箇所につき 35,850円
- c スクリューシステム1(複雑形態の

- (ウ) 本格的矯正治療Ⅰ期(混合歯列期)の
セクショナルアーチ(片顎) 118,800
円
- (ク) 本格的矯正治療(MTM)のセクショ
ナルアーチ(片顎) 71,280円
- (フ) マルチブラケット装置A
- a 金属ブラケット及び審美ブラケット
432,000円
- b 本格的矯正治療Ⅱ期(永久歯列期)
のダイレクトボンディングシステム(上
下顎) 432,000円
- c セラミックスブラケット 540,000
円
- (ツ) マルチブラケット装置B
- a 金属ブラケット及び審美ブラケット
324,000円
- b 本格的矯正治療Ⅱ期(永久歯列期)
のダイレクトボンディングシステム(上
下顎) 324,000円
- c セラミックスブラケット 432,000
円
- (テ) 可撤式樹脂矯正装置 356,400円
- (ト) 矯正治療用インプラント 1本につき
23,760円
- (チ) 保定装置
- a 片顎 30,240円
- b 両顎 60,480円
- (ニ) 保険装置
- a クラウン(バンド) ループ 22,680
円
- b ディスタルシュー 24,840円
- c 乳歯義歯
- (a) 1歯から4歯まで 22,680円
- (b) 5歯から8歯まで 24,840円
- (c) 総義歯 56,160円
- (ス) 矯正用アンカーインプラント(局所麻
酔料及び投薬料を含む。)
- a プレートシステム 1箇所目
62,700円
- b プレートシステム 2箇所目以降
1箇所につき 35,200円
- c スクリューシステム1(複雑形態の

スクリュー) 1箇所につき <u>40,640</u> 円	スクリュー) 1箇所につき <u>39,900</u> 円
d スクリューシステム2 (単純形態の スクリュー) 1箇所につき <u>21,390</u> 円	d スクリューシステム2 (単純形態の スクリュー) 1箇所につき <u>21,000</u> 円
(ネ) アンカーインプラント除去料 (局所麻 酔料及び投薬料を含む。)	(ネ) アンカーインプラント除去料 (局所麻 酔料及び投薬料を含む。)
a スクリュー 1箇所につき <u>1,020</u> 円	a スクリュー 1箇所につき <u>1,000</u> 円
b プレート 1箇所につき <u>3,060</u> 円	b プレート 1箇所につき <u>3,000</u> 円
オ 口腔細菌検査	オ 口腔細菌検査
(ア) 齲蝕細菌検査 <u>6,050</u> 円	(ア) 齲蝕細菌検査 <u>5,940</u> 円
(イ) 歯周病原菌検査 <u>13,200</u> 円	(イ) 歯周病原菌検査 <u>12,960</u> 円
カ 処置料	カ 処置料
(ア) セクショナルブラケットの処置料 <u>7,700</u> 円	(ア) セクショナルブラケットの処置料 <u>7,560</u> 円
(イ) 本格的矯正治療の処置料((ウ)を除く。) <u>6,600</u> 円	(イ) 本格的矯正治療の処置料((ウ)を除く。) <u>6,480</u> 円
(ウ) 本格的矯正治療 (MTM) のセクシ ョナルアーチの処置料 <u>3,300</u> 円	(ウ) 本格的矯正治療 (MTM) のセクシ ョナルアーチの処置料 <u>3,240</u> 円
キ 観察料	キ 観察料
(ア) 経過観察料	(ア) 経過観察料
a 筋機能療法を含む場合 <u>5,500</u> 円	a 筋機能療法を含む場合 <u>5,400</u> 円
b 筋機能療法を含まない場合 <u>3,300</u> 円	b 筋機能療法を含まない場合 <u>3,240</u> 円
(イ) 保定観察料 <u>4,400</u> 円	(イ) 保定観察料 <u>4,320</u> 円
ク 転医資料作成料 <u>18,700</u> 円	ク 転医資料作成料 <u>18,360</u> 円
ケ 緊急処置料 <u>7,700</u> 円	ケ 緊急処置料 <u>7,560</u> 円
コ 必要抜歯	コ 必要抜歯
(ア) 難抜歯 1歯につき <u>7,700</u> 円	(ア) 難抜歯 1歯につき <u>7,560</u> 円
(イ) 埋伏歯抜歯 1歯につき <u>15,400</u> 円	(イ) 埋伏歯抜歯 1歯につき <u>15,120</u> 円
(ウ) (ア)及び(イ)以外の抜歯 1歯につき <u>4,400</u> 円	(ウ) (ア)及び(イ)以外の抜歯 1歯につき <u>4,320</u> 円
サ 萌出困難歯の開窓術	サ 萌出困難歯の開窓術
(ア) 骨削を要する場合 <u>27,500</u> 円	(ア) 骨削を要する場合 <u>27,000</u> 円
(イ) 骨削を要しない場合 <u>4,400</u> 円	(イ) 骨削を要しない場合 <u>4,320</u> 円
シ 矯正レントゲン撮影	シ 矯正レントゲン撮影
(ア) セファロX-P 1連につき <u>3,670</u> 円	(ア) セファロX-P 1連につき <u>3,600</u> 円
(イ) パノラマX-P 1枚につき <u>3,670</u> 円	(イ) パノラマX-P 1枚につき <u>3,600</u> 円
(ウ) 手根骨X-P 1枚につき <u>1,580</u> 円	(ウ) 手根骨X-P 1枚につき <u>1,550</u> 円

- (4) マウスガード
 ア エルコフレックス
 (ア) ノンラミネート 1枚につき 9,350円
 (イ) ラミネート 1枚 9,350円
 (ウ) ラミネート 2枚 13,200円
 (エ) ラミネート 3枚 17,600円
 イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカップエラストマー等) 29,700円
 ウ ラグビープレーヤーに係るマウスガード料 5,500円
- (5) フッ化物歯面塗布
 ア 塗布 1口腔につき 1,650円
 イ イオン導入法 片顎につき 1,650円
 ウ 個人トレー法 片顎につき 5,280円
- (6) 生活歯の漂白
 ア オフィスブリーチ 1歯につき 9,900円
 イ ホームブリーチ
 (ア) 松風シェードアップ
 a 片顎につき 38,500円
 b トレー1個追加につき 3,850円
 c シリンジ1本追加につき 3,850円
 (イ) オパールエッセンス
 a 片顎につき 38,500円
 b トレー1個追加につき 3,850円
 c シリンジ1本追加につき 2,200円
- (7) 生活歯漂白後の経過観察料 1,650円
- (8) 失活歯の漂白
 ア ウオーキングブリーチ 1歯につき 9,900円
 イ ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復 1歯につき 19,800円
- (9) 歯のマニキュア
 ア 片顎につき 13,200円
 イ 1歯につき 2,750円
 ウ 修理1歯につき 1,650円
 エ メンテナンス 1,650円
- (10) PMTC 1口腔につき 6,600円
- (11) 歯周外科手術
 ア 歯冠延長術 8,800円
 イ 骨移植術 27,500円

- (4) マウスガード
 ア エルコフレックス
 (ア) ノンラミネート 1枚につき 9,180円
 (イ) ラミネート 1枚 9,180円
 (ウ) ラミネート 2枚 12,960円
 (エ) ラミネート 3枚 17,280円
 イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカップエラストマー等) 29,160円
 ウ ラグビープレーヤーに係るマウスガード料 5,400円
- (5) フッ化物歯面塗布
 ア 塗布 1口腔につき 1,620円
 イ イオン導入法 片顎につき 1,620円
 ウ 個人トレー法 片顎につき 5,180円
- (6) 生活歯の漂白
 ア オフィスブリーチ 1歯につき 9,720円
 イ ホームブリーチ
 (ア) 松風シェードアップ
 a 片顎につき 37,800円
 b トレー1個追加につき 3,780円
 c シリンジ1本追加につき 3,780円
 (イ) オパールエッセンス
 a 片顎につき 37,800円
 b トレー1個追加につき 3,780円
 c シリンジ1本追加につき 2,160円
- (7) 生活歯漂白後の経過観察料 1,620円
- (8) 失活歯の漂白
 ア ウオーキングブリーチ 1歯につき 9,720円
 イ ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復 1歯につき 19,440円
- (9) 歯のマニキュア
 ア 片顎につき 12,960円
 イ 1歯につき 2,700円
 ウ 修理1歯につき 1,620円
 エ メンテナンス 1,620円
- (10) PMTC 1口腔につき 6,480円
- (11) 歯周外科手術
 ア 歯冠延長術 8,640円
 イ 骨移植術 27,000円

ウ	人工骨移植材填塞処置	<u>13,200円</u>
エ	顎堤増大術	<u>27,500円</u>
オ	再生療法(エムドゲイン及びPRP)	<u>13,200円</u>
カ	結合組織移植術 1歯につき	<u>19,800円</u>
キ	手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	
(12)	再生療法(投薬料を含む。)	
	ただし、埋入手術(2次)と同時の場合、当該手術に係る手術料を含む。	
ア	GBR及びGTRに使用するメンブレン除去料 メンブレン1枚目	<u>11,200円</u>
イ	GBR及びGTRに使用するメンブレン除去料 メンブレン2枚目以降 1枚につき	<u>5,600円</u>
(13)	歯周組織再生療法後の歯周治療	
ア	歯周組織検査 1口腔につき	<u>5,500円</u>
イ	手術部位の歯面清掃 月1回につき	<u>1,650円</u>
ウ	口腔清掃指導 月1回につき	<u>1,650円</u>
エ	咬合調整 1回につき	<u>1,100円</u>
オ	暫間固定(材料費を含む。)	<u>3,850円</u>
(14)	レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善 月1回につき	<u>4,400円</u>
(15)	メラニン色素除去 1歯1回につき	<u>1,760円</u>
(16)	歯肉エピテーゼ 1装置につき	<u>9,900円</u>
(17)	インプラント料金	
ア	診断料	
(ア)	初回診断料	<u>11,000円</u>
(イ)	総合診断料(CT、レントゲン及び術前検査を含む精密検査)	<u>44,810円</u>
(ウ)	補綴時診断料	<u>16,300円</u>
(エ)	インプラントCT 1回目	<u>33,610円</u>
(オ)	インプラントCT 2回目以降	<u>16,300円</u>
(カ)	局所麻酔(術前用)	<u>13,440円</u>
(キ)	全身麻酔(術前用)	<u>18,840円</u>

ウ	人工骨移植材填塞処置	<u>12,960円</u>
エ	顎堤増大術	<u>27,000円</u>
オ	再生療法(エムドゲイン及びPRP)	<u>12,960円</u>
カ	結合組織移植術 1歯につき	<u>19,440円</u>
キ	手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
(12)	再生療法(投薬料を含む。)	
	ただし、埋入手術(2次)と同時の場合、当該手術に係る手術料を含む。	
ア	GBR及びGTRに使用するメンブレン除去料 メンブレン1枚目	<u>11,000円</u>
イ	GBR及びGTRに使用するメンブレン除去料 メンブレン2枚目以降 1枚につき	<u>5,500円</u>
(13)	歯周組織再生療法後の歯周治療	
ア	歯周組織検査 1口腔につき	<u>5,400円</u>
イ	手術部位の歯面清掃 月1回につき	<u>1,620円</u>
ウ	口腔清掃指導 月1回につき	<u>1,620円</u>
エ	咬合調整 1回につき	<u>1,080円</u>
オ	暫間固定(材料費を含む。)	<u>3,780円</u>
(14)	レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善 月1回につき	<u>4,320円</u>
(15)	メラニン色素除去 1歯1回につき	<u>1,730円</u>
(16)	歯肉エピテーゼ 1装置につき	<u>9,720円</u>
(17)	インプラント料金	
ア	診断料	
(ア)	初回診断料	<u>10,800円</u>
(イ)	総合診断料(CT、レントゲン及び術前検査を含む精密検査)	<u>44,000円</u>
(ウ)	補綴時診断料	<u>16,000円</u>
(エ)	インプラントCT 1回目	<u>33,000円</u>
(オ)	インプラントCT 2回目以降	<u>16,000円</u>
(カ)	局所麻酔(術前用)	<u>13,200円</u>
(キ)	全身麻酔(術前用)	<u>18,500円</u>

(ク) インプラント血液検査1 (全項目)
13,440円

(ケ) インプラント血液検査2 (血算、生化等) 5,600円

(コ) インプラント血液検査 (感染症のみ)
6,010円

(サ) 心電図 1,630円

イ スtent制作費

(ア) スtent 1回目 1装置につき
16,500円

(イ) スtent 2回目以降 1装置につき
5,500円

(ウ) 診断用模型ワックスアップ 5,500円

ウ 埋入手術料 (1次) (インプラント体及び手術に伴う材料費を含む。)

(ア) 手術料 1本目 165,000円

(イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 117,130円

(ウ) 特殊手術加算 11,200円

エ ガイデッドサージェリー

(ア) 手術料 22,000円

(イ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

オ 暫間インプラント (アンカーインプラントを含む。)

(ア) 埋入手術料 1本につき 11,000円

(イ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

カ 埋入手術料 (2次)

(ア) 手術料 1本目 5,500円

(イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 2,550円

(ウ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

(ク) インプラント血液検査1 (全項目)
13,200円

(ケ) インプラント血液検査2 (血算、生化等) 5,500円

(コ) インプラント血液検査 (感染症のみ)
5,900円

(サ) 心電図 1,600円

イ スtent制作費

(ア) スtent 1回目 1装置につき
16,200円

(イ) スtent 2回目以降 1装置につき
5,400円

(ウ) 診断用模型ワックスアップ 5,400円

ウ 埋入手術料 (1次) (インプラント体及び手術に伴う材料費を含む。)

(ア) 手術料 1本目 162,000円

(イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 115,000円

(ウ) 特殊手術加算 11,000円

エ ガイデッドサージェリー

(ア) 手術料 21,600円

(イ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

オ 暫間インプラント (アンカーインプラントを含む。)

(ア) 埋入手術料 1本につき 10,800円

(イ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

カ 埋入手術料 (2次)

(ア) 手術料 1本目 5,400円

(イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 2,500円

(ウ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこ

キ インプラント関連手術

(ア) 顎堤形成術 1歯相当につき 27,500円

(イ) ソケットプリザベーション

a 人工骨使用あり 1歯につき 23,100円

b 人工骨使用なし 1歯につき 11,000円

(ウ) 歯肉整形術 1歯につき 16,500円

(エ) 上顎洞底挙上術(局所麻酔料及び投薬料を含む。)

a 口腔内より骨採取し、片側に移植 89,630円

b 口腔内より骨採取し、両側に移植 134,440円

c 口腔外より骨採取し、片側に移植 201,670円

d 口腔外より骨採取し、両側に移植 280,090円

(オ) 骨採取

a 口腔内(オトガイ部、上顎結節、臼後部等) 1箇所につき 55,000円

b 口腔外(腸骨、腓骨等) 1箇所につき 110,000円

(カ) GBR技術料(GBR膜、チタンメッシュ等) 1箇所につき 27,500円

(キ) オトガイ神経移動術 片側 33,000円

(ク) 下顎管移動術 片側 110,000円

(ケ) 粘膜移植術(採取及び移植を含む。) 55,000円

(コ) 皮膚移植術(採取及び移植を含む。) 66,000円

(サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入 1,650円

(シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき 1,650円

(ス) インプラント周囲炎に対する外科処置

a 骨移植を伴う場合 23,100円

b 骨移植を伴わない場合 11,000円

(セ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.1を乗じて得た額(10円未満の端数が

れを10円に切り上げる。)

キ インプラント関連手術

(ア) 顎堤形成術 1歯相当につき 27,000円

(イ) ソケットプリザベーション

a 人工骨使用あり 1歯につき 22,680円

b 人工骨使用なし 1歯につき 10,800円

(ウ) 歯肉整形術 1歯につき 16,200円

(エ) 上顎洞底挙上術(局所麻酔料及び投薬料を含む。)

a 口腔内より骨採取し、片側に移植 88,000円

b 口腔内より骨採取し、両側に移植 132,000円

c 口腔外より骨採取し、片側に移植 198,000円

d 口腔外より骨採取し、両側に移植 275,000円

(オ) 骨採取

a 口腔内(オトガイ部、上顎結節、臼後部等) 1箇所につき 54,000円

b 口腔外(腸骨、腓骨等) 1箇所につき 108,000円

(カ) GBR技術料(GBR膜、チタンメッシュ等) 1箇所につき 27,000円

(キ) オトガイ神経移動術 片側 32,400円

(ク) 下顎管移動術 片側 108,000円

(ケ) 粘膜移植術(採取及び移植を含む。) 54,000円

(コ) 皮膚移植術(採取及び移植を含む。) 64,800円

(サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入 1,620円

(シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき 1,620円

(ス) インプラント周囲炎に対する外科処置

a 骨移植を伴う場合 22,680円

b 骨移植を伴わない場合 10,800円

(セ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に 1.08を乗じて得た額(その額に、5円未

<p>あるときは、これを四捨五入して得た額)</p> <p>ク 技工物料金 (上部構造体)</p> <p>(ア) 全部鋳造冠</p> <p> a 金合金 <u>165,000円</u></p> <p> b その他 <u>121,000円</u></p> <p>(イ) <u>ハイブリッドセラミック前装冠</u> <u>143,000円</u></p> <p>(ウ) <u>メタルセラミッククラウン</u> <u>165,000円</u></p> <p>(エ) <u>オールセラミッククラウン</u> <u>148,500円</u></p> <p>(オ) <u>ジルコニアクラウン</u> <u>220,000円</u></p> <p>ケ インプラント上部構造料</p> <p>(ア) 既製アバットメント <u>16,300円</u></p> <p>(イ) カスタムアバットメント <u>33,610円</u></p> <p>コ 補綴処置時の審美処置加算 (前歯部にカスタムアバットメントを使用した場合) <u>22,410円</u></p> <p>サ (略)</p> <p>シ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 <u>110,000円</u>にインプラントの本数を乗じて得た額に、第1号アに定める料金にポンティックに係る部分の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ス AGC (ガルバノフォーミングを用いた可撤式クラウン及び可撤式ブリッジ) <u>33,000円</u>にインプラントの本数を乗じて得た額</p> <p>セ テンポラリークラウン</p> <p>(ア) メタル 1歯につき <u>8,800円</u></p> <p>(イ) メタル以外 1歯につき <u>3,300円</u></p> <p>ソ 冠ダツリ及び再装着 (トラブル) <u>1,100円</u></p> <p>タ 修復物の調整及び修理 1装置につき <u>5,500円</u></p> <p>チ 可撤式床義歯</p> <p>(ア) レジン床 <u>209,000円</u></p> <p>(イ) 金合金 <u>704,000円</u></p> <p>(ウ) 金パラジウム合金 <u>456,500円</u></p> <p>(エ) チタン <u>352,000円</u></p>	<p>満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>ク 技工物料金 (上部構造体)</p> <p>(ア) 全部鋳造冠</p> <p> a 金合金 <u>162,000円</u></p> <p> b その他 <u>118,800円</u></p> <p>(イ) <u>ハイブリットセラミック前装冠</u> <u>140,400円</u></p> <p>(ウ) <u>メタルセラミッククラウン</u> <u>162,000円</u></p> <p>(エ) <u>オールセラミッククラウン</u> <u>145,800円</u></p> <p>(オ) <u>ジルコニアクラウン</u> <u>216,000円</u></p> <p>ケ インプラント上部構造料</p> <p>(ア) 既製アバットメント <u>16,000円</u></p> <p>(イ) カスタムアバットメント <u>33,000円</u></p> <p>コ 補綴処置時の審美処置加算 (前歯部にカスタムアバットメントを使用した場合) <u>22,000円</u></p> <p>サ (略)</p> <p>シ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 <u>108,000円</u>にインプラントの本数を乗じて得た額に、第1号アに定める料金にポンティックに係る部分の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ス AGC (ガルバノフォーミングを用いた可撤式クラウン及び可撤式ブリッジ) <u>32,400円</u>にインプラントの本数を乗じて得た額</p> <p>セ テンポラリークラウン</p> <p>(ア) メタル 1歯につき <u>8,640円</u></p> <p>(イ) メタル以外 1歯につき <u>3,240円</u></p> <p>ソ 冠ダツリ及び再装着 (トラブル) <u>1,080円</u></p> <p>タ 修復物の調整及び修理 1装置につき <u>5,400円</u></p> <p>チ 可撤式床義歯</p> <p>(ア) レジン床 <u>205,200円</u></p> <p>(イ) 金合金 <u>691,200円</u></p> <p>(ウ) 金パラジウム合金 <u>448,200円</u></p> <p>(エ) チタン <u>345,600円</u></p>
---	--

(オ) コバルトクロム合金 297,000円

ツ 治療義歯及び暫間義歯 (インプラントに関連した義歯の場合) 1 歯につき 点数表により算定した額 (印象採得以降のもの) に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

テ 義歯修理及びリベース (インプラントに関連した義歯の場合) 1 歯につき 5,500円に、点数表により算定した額 (印象採得以降のもの) に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) 及び材料費 (材料の購入価格に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) をいう。)を加えて得た額

ト 既製アタッチメント (診断料及び設計料を含む。) 1 歯につき 33,000円に、材料費 (材料の購入価格に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) をいう。)を加えて得た額

ナ 磁性アタッチメント (インプラント)

(ア) キーパー 28,010円

(イ) マグネット 22,410円

ニ アンカーヘッド装着料 1 装置につき 28,010円

ヌ アンカーヘッドフィメール装着料 1 装置につき 22,410円

ネ ドルダーバー

(ア) コーピング 56,020円

(イ) バー及びスリーブセット 56,020円

(ウ) バーのみ 33,610円

(エ) スリーブのみ 33,610円

ノ アンカーアバットメント装着料 22,410円

ハ エリプティカルマトリックス 16,810円

(オ) コバルトクロム合金 291,600円

ツ 治療義歯及び暫間義歯 (インプラントに関連した義歯の場合) 1 歯につき 点数表により算定した額 (印象採得以降のもの) に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

テ 義歯修理及びリベース (インプラントに関連した義歯の場合) 1 歯につき 5,400円に、点数表により算定した額 (印象採得以降のもの) に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)及び材料費 (材料の購入価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)をいう。)を加えて得た額

ト 既製アタッチメント (診断料及び設計料を含む。) 1 歯につき 32,400円に、材料費 (材料の購入価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)をいう。)を加えて得た額

ナ 磁性アタッチメント (インプラント)

(ア) キーパー 27,500円

(イ) マグネット 22,000円

ニ アンカーヘッド装着料 1 装置につき 27,500円

ヌ アンカーヘッドフィメール装着料 1 装置につき 22,000円

ネ ドルダーバー

(ア) コーピング 55,000円

(イ) バー及びスリーブセット 55,000円

(ウ) バーのみ 33,000円

(エ) スリーブのみ 33,000円

ノ アンカーアバットメント装着料 22,000円

ハ エリプティカルマトリックス 16,500円

ヒ	ラメラリテンションインサート	<u>11,200</u>	円
フ	テレスコープ(コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。)(第2号エに定める料金を含む。)	1歯につき	<u>22,000円</u>
ヘ	AGC(ガルバノフォーミングを用いた床義歯)(マに定める料金を除く。)	第2号アからウまでに定める料金に、	<u>11,000円</u> にAGC使用部の歯数を乗じて得た額を加えて得た額
ホ	スクリーオンデンチャー(第2号エに定める料金を含む。)	<u>880,000円</u> に、	<u>22,000円</u> にインプラントの本数を乗じて得た額を加えて得た額
マ	中間構造物(スクリーアタッチメント固定)	1箇所につき	<u>33,000円</u>
ミ	インプラントナイトガード(院内技工及び印象代を含む。)		<u>16,500円</u>
ム	上部構造体に係る材料費	材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	
メ	メンテナンス料	1回につき	<u>5,500円</u>
モ	相談料	1回につき	<u>3,300円</u>
ヤ	緊急処置料		<u>6,600円</u>
ユ	インプラント消炎処置		
	(ア) 簡単(洗浄)		<u>1,120円</u>
	(イ) 複雑(洗浄及び投薬等)		<u>3,360円</u>
ヨ	インプラント定期観察料	1回につき	<u>1,120円</u>
ラ	レントゲン撮影料		
	(ア) 頭部側面X-P	1枚につき	<u>3,260円</u>
	(イ) デンタルX-P	1枚につき	<u>560円</u>
	(ウ) パノラマX-P	1枚につき	<u>3,670円</u>
リ	インプラント再診料	1回につき	<u>770円</u>
(18)	麻酔		
ア	静脈内鎮静法		
	(ア) 実施時間が2時間までの場合		<u>11,000円</u>

ヒ	ラメラリテンションインサート	<u>11,000</u>	円
フ	テレスコープ(コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。)(第2号エに定める料金を含む。)	1歯につき	<u>21,600円</u>
ヘ	AGC(ガルバノフォーミングを用いた床義歯)(マに定める料金を除く。)	第2号アからウまでに定める料金に、	<u>10,800円</u> にAGC使用部の歯数を乗じて得た額を加えて得た額
ホ	スクリーオンデンチャー(第2号エに定める料金を含む。)	<u>864,000円</u> に、	<u>21,600円</u> にインプラントの本数を乗じて得た額を加えて得た額
マ	中間構造物(スクリーアタッチメント固定)	1箇所につき	<u>32,400円</u>
ミ	インプラントナイトガード(院内技工及び印象代を含む。)		<u>16,200円</u>
ム	上部構造体に係る材料費	材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
メ	メンテナンス料	1回につき	<u>5,400円</u>
モ	相談料	1回につき	<u>3,240円</u>
ヤ	緊急処置料		<u>6,480円</u>
ユ	インプラント消炎処置		
	(ア) 簡単(洗浄)		<u>1,100円</u>
	(イ) 複雑(洗浄及び投薬等)		<u>3,300円</u>
ヨ	インプラント定期観察料	1回につき	<u>1,100円</u>
ラ	レントゲン撮影料		
	(ア) 頭部側面X-P	1枚につき	<u>3,200円</u>
	(イ) デンタルX-P	1枚につき	<u>550円</u>
	(ウ) パノラマX-P	1枚につき	<u>3,600円</u>
リ	インプラント再診料	1回につき	<u>760円</u>
(18)	麻酔		
ア	静脈内鎮静法		
	(ア) 実施時間が2時間までの場合		<u>10,800円</u>

円

(イ) 実施時間が 2 時間を超える場合
11,000円に 2 時間を超える 30 分までごとに 5,500円を加算した額

イ 笑気吸入鎮静法

(ア) 実施時間が 2 時間までの場合 1,650円

円

(イ) 実施時間が 2 時間を超える場合
1,650円に 2 時間を超える 30 分までごとに 1,650円を加算した額

ウ マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

(ア) 実施時間が 2 時間までの場合 67,100円

円

(イ) 実施時間が 2 時間を超える場合
67,100円に 2 時間を超える 30 分までごとに 6,600円を加算した額

(19) 入院料 (歯科領域に係る短期滞在手術等基本料) 1 日につき 11,200円

(20) 歯牙移植関連

ア 歯牙移植手術料 (投薬料を含む。) 1 歯につき 44,810円

イ 歯牙移植手術根治 (初回)

(ア) 単根 11,200円

(イ) 2 根 16,810円

(ウ) 3 根 22,410円

ウ 歯牙移植手術後の根治 (2 回目以降) 1 回につき 3,060円

(21) その他

ア ヘッドギア (顎関節脱臼時) 6,420円

イ リテーナーケース 450円

ウ 顎あてパット 350円

24 (略)

25 丸山ワクチン注射料 1 回につき 220円

26 (略)

27 往診用自動車使用料 往診等に使用した自動車の走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に 1.1 を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
 ただし、有料道路を通行した場合は、その実費を往診用自動車使用料に加算する。

円

(イ) 実施時間が 2 時間を超える場合
10,800円に 2 時間を超える 30 分までごとに 5,400円を加算した額

イ 笑気吸入鎮静法

(ア) 実施時間が 2 時間までの場合 1,620円

円

(イ) 実施時間が 2 時間を超える場合
1,620円に 2 時間を超える 30 分までごとに 1,620円を加算した額

ウ マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

(ア) 実施時間が 2 時間までの場合 65,880円

円

(イ) 実施時間が 2 時間を超える場合
65,880円に 2 時間を超える 30 分までごとに 6,480円を加算した額

(19) 入院料 (歯科領域に係る短期滞在手術等基本料) 1 日につき 11,000円

(20) 歯牙移植関連

ア 歯牙移植手術料 (投薬料を含む。) 1 歯につき 44,000円

イ 歯牙移植手術根治 (初回)

(ア) 単根 11,000円

(イ) 2 根 16,500円

(ウ) 3 根 22,000円

ウ 歯牙移植手術後の根治 (2 回目以降) 1 回につき 3,000円

(21) その他

ア ヘッドギア (顎関節脱臼時) 6,300円

イ リテーナーケース 440円

ウ 顎あてパット 340円

24 (略)

25 丸山ワクチン注射料 1 回につき 190円

26 (略)

27 往診用自動車使用料 往診等に使用した自動車の走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に 1.08 を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
 ただし、有料道路を通行した場合は、その実

<p>(1) 2キロメートルまでの利用 <u>70円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>28 病衣使用料</p> <p>(1) 魚沼基幹病院 1日につき 70円に<u>1.1</u>を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)</p> <p>(2) 燕労災病院 1日につき 100円に<u>1.1</u>を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)</p> <p>29・30 (略)</p> <p>31 患者家族控室利用料 (個室に係る利用料に限る。) 1室1泊につき <u>1,050円</u></p> <p>32 薬価基準未収載薬剤料</p> <p>(1) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養 (平成18年9月厚生労働省告示第495号) 第1条第4号に該当する場合 医薬品の購入価格 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)</p> <p>(2) その他の場合 医薬品の購入価格に<u>1.1</u>を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)</p> <p>33 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 使用薬剤の薬価 (薬価基準)(平成20年3月厚生労働省告示第60号) に定める額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)</p> <p>34 HLA検査料</p> <p>(1) 献腎 (死体腎) 移植を希望する患者が、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うために実施する場合 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>(2) その他</p>	<p>費を往診用自動車使用料に加算する。</p> <p>(1) 2キロメートルまでの利用 <u>60円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>28 病衣使用料</p> <p>(1) 魚沼基幹病院 1日につき 70円に<u>1.08</u>を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>(2) 燕労災病院 1日につき 100円に<u>1.08</u>を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>29・30 (略)</p> <p>31 患者家族控室利用料 (個室に係る利用料に限る。) 1室1泊につき <u>1,030円</u></p> <p>32 薬価基準未収載薬剤料</p> <p>(1) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養 (平成18年9月厚生労働省告示第495号) 第1条第4号に該当する場合 医薬品の購入価格 (その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>(2) その他の場合 医薬品の購入価格に<u>1.08</u>を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>33 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 使用薬剤の薬価 (薬価基準)(平成20年3月厚生労働省告示第60号) に定める額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p> <p>34 HLA検査料</p> <p>(1) 献腎 (死体腎) 移植を希望する患者が、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うために実施する場合 1件につき <u>10,800円</u></p> <p>(2) その他</p>
---	--

ア	HLA-A、B (血清対応型タイピング)	1件につき <u>6,240円</u>
イ	HLA-DR (血清対応型タイピング)	1件につき <u>6,240円</u>
ウ	HLA-A (DNAタイピング)	1件につき <u>28,600円</u>
エ	HLA-B (DNAタイピング)	1件につき <u>28,600円</u>
オ	HLA-C (DNAタイピング)	1件につき <u>28,600円</u>
カ	HLA-DPB1 (DNAタイピング)	1件につき <u>22,000円</u>
キ	HLA-DRB1 (DNAタイピング)	1件につき <u>28,600円</u>
ク	HLA-DQA1 (DNAタイピング)	1件につき <u>14,300円</u>
ケ	HLA-DQB1 (DNAタイピング)	1件につき <u>22,000円</u>
35	医科点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて行う診療料 点数表により算定した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	
36・37	(略)	
38	外来妊産婦保健指導料	1件につき <u>5,000円</u>
39	ペプシノゲン検査料	<u>4,550円</u>
備考	次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

ア	HLA-A、B (血清対応型タイピング)	1件につき <u>13,610円</u>
イ	HLA-DR (血清対応型タイピング)	1件につき <u>13,610円</u>
ウ	HLA-A (DNAタイピング)	1件につき <u>29,160円</u>
エ	HLA-B (DNAタイピング)	1件につき <u>29,160円</u>
オ	HLA-C (DNAタイピング)	1件につき <u>29,160円</u>
カ	HLA-DPB1 (DNAタイピング)	1件につき <u>23,760円</u>
キ	HLA-DRB1 (DNAタイピング)	1件につき <u>29,160円</u>
ク	HLA-DQA1 (DNAタイピング)	1件につき <u>14,580円</u>
ケ	HLA-DQB1 (DNAタイピング)	1件につき <u>22,680円</u>
35	医科点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて行う診療料 点数表により算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
36・37	(略)	
38	外来妊産婦保健指導料	1件につき <u>4,500円</u>
39	HBV分子系統解析検査料	<u>24,510円</u>
40	HBVサブジェノタイプ判定検査料	<u>16,410円</u>
41	ペプシノゲン検査料	<u>4,300円</u>
42	オンコタイプDX検査料	<u>441,040円</u>
43	アミノインデックス検査料	(1) 男性4種 <u>18,340円</u> (2) 女性5種 <u>18,340円</u> (3) 女性2種 <u>8,620円</u>
備考	次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1の項第1号	2,200円	(略)
2の項	算出した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	(略)
3の項第1号	11,000円	(略)
	6,600円	(略)
	5,500円	(略)
	4,400円	(略)
9の項第3号	5,500円	(略)
	3,300円	(略)
	3,850円	(略)
	点数表により算定した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	(略)
21の項	11,000円	(略)
	往診料相当分に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	(略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1の項第1号	2,160円	(略)
2の項	算出した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	(略)
3の項第1号	10,800円	(略)
	6,480円	(略)
	5,400円	(略)
	4,320円	(略)
9の項第3号	5,400円	(略)
	3,240円	(略)
	3,780円	(略)
	点数表により算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	(略)
21の項	10,800円	(略)
	往診料相当分に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	(略)

27の項	合算した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	(略)	27の項	合算した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	(略)
28の項第1号	70円に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	(略)	28の項第1号	70円に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	(略)
35の項	点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	(略)	35の項	点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表(6の項に係る部分を除く。)の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表(6の項に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日以後の交付の求めに係る料金について適用し、同日前の交付の求めに係る料金については、なお従前の例による。

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第13号

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準		1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
(略)		(略)	
16 客室	別表第1建築物の部7の項に掲げる公共的施設には、次に定める構造の客室を、 <u>客室の総数を100で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。</u> (1)～(4) (略)	16 客室	別表第1建築物の部7の項に掲げる公共的施設には、次に定める構造の客室を <u>1以上</u> 設けること。 (1)～(4) (略)
(略)		(略)	
1の2～5 (略)		1の2～5 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第3の1の表16の項の規定は、この規則の施行後に着手する新設等及び当該新設等をした公共的施設の維持について適用し、この規則の施行前に着手した新設等及び当該新設等をした公共的施設の維持については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第364号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、渡部及び金北山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花角 英世

1 渡部鳥獣保護区

(1) 区域

燕市渡部地内の渡部橋西詰（大河津分水路左岸）を起点とし、ここから市道渡部幕島線に入って南西に進み、農道に入り、更に西に進み長岡市との境界線に至る。ここから同境界線を北西に進み、農道に至る。ここから同農道を北へ進み、県道新潟寺泊線に入り、同県道を西に進み長岡市との境界線に至る。ここから同境界線を北に進み、三角点（130.3メートル）を通過し、大河津分水路左岸に至る。ここから分水路左岸を南東に進み、県道に入って更に南東に進み、県道新潟寺泊線に至る。ここから同県道を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は大河津分水路の左岸に位置する丘陵地で、田畑、針葉樹林、落葉広葉樹林など多様な自然環境に恵まれた地域であり、コゲラ、ウグイス、メジロ、ホオジロをはじめ多様な野鳥が生息している。渡り鳥が多く観察される場所でもあることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 金北山鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市金井新保地内の航空自衛隊佐渡分屯基地から防衛省管理道路を北へ約500メートル進んだ曲がり角を起点とし、ここからさらに西へ進み白雲台地内で県道白雲台・乙和池・相川線との交点に至る。ここから県道白雲台・乙和池・相川線を西に進み、地獄谷の上方に至る。ここから三菱金属株式会社所有林地内の沢沿いに北西に下り、戸地川上流の沢の合流点に至る。ここから右岐の支流沿いに北東に上り林道境界線を横断し、沢を北東に下り、北片辺集落林地内の石花川上流の合流点に至る。更に右岐支流沿いに東に上り、旧両津市と旧相川町の境界線に至る。ここから東に下り、梅津川砂防堰堤に至る。ここから右岐の南沢を南に進み、吉井共有林組合地内の鞍部を南に進み、初盛ダム堰堤東詰に至る。ここから、同堰堤を横断し堰堤西詰に至り、ここから北西方向の稜線沿いに進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ウグイス、ヒヨドリなど多様な森林性鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

◎新潟県告示第365号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 荒沢休猟区

(1) 区域

三条市棚鱗地内の国道289号と市道花渕畜産試験場線との交点を起点とし、同国道を東に進み、県道鞍掛八木向線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、市道長野旧県道線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、再び県道鞍掛八木向線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、牛野尾集落の中ほどから西に進み、牛野尾峠に向かい長岡市との境界に至る。ここから同境界線に沿って西に進み梨ノ木トンネルを経て、檜山三角点に至る。ここから北西方向にゴルフ場外円を進み市道棚鱗大沢線に至る。ここから同市道を北に進み、市道花渕畜産試験場線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする（ただし、畜産試験場銃猟禁止区域を除く）。

(2) 面積

1,400ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年10月15日から令和4年10月14日まで

2 川西東部休猟区

(1) 区域

十日町市川西地区木落地内の国道252号線と一般県道小白倉木落線との交点を起点として、ここから国道252号線を柏崎市方面に進み、一般県道山中上野線との交点に至る。ここから同県道仙田方面に進み、林道中魚沼丘陵線との交点に至る。同林道を北に進み、一般県道小白倉木落線との交点に至る。同県道を野口方面に進み、野口地内で主要地方道小千谷十日町津南線との交点に至り、同県道を仁田方面に進み、仁田地内で再び一般県道小白倉木落線に入り、同県道を木落方面に進み、川西地区木落地内の起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,364ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年10月15日から令和4年10月14日まで

3 小木南部休猟区

(1) 区域

佐渡市小木地内の木崎神社入口鳥居を起点とし、ここから漁港臨港道路を西に進み内ノ潤海岸線に至る。ここから海岸線に沿って西に進み、弁天崎、経島、矢島、荻の浦、南仙峡を経て沢崎に至る。ここから市道沢崎線を東に進み、県道沢崎木野浦線に至る。ここから同県道を東に進み国道350号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み小比叡蓮華峰寺入口に至り、市道寺下線との交点に至る。ここから同市道を南に進み県道佐渡一周線を横断し、日本海海岸線に至る。ここから海岸線を南西に進み、外ノ潤側の防波堤を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,303ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年10月15日から令和4年10月14日まで

◎新潟県告示第366号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 中部工業団地特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

見附市芝野町地内の刈谷田川右岸幹線用水路と主要地方道見附中之島線との交点を起点とし、同主要地方道を東南東へ約750メートル進み第2号支線排水路に至る。ここから、同排水路を南南西に進み市道上新田市野坪線との交点に至る。ここから、東南東に進みJR信越本線との交点に至る。ここから、JR同線を南南西の上り方向に約350メートル進み農道反田5号線との交点に至る。ここから、同農道を西に進み、さらに農道反田山吉線を経て市道速水反田線との交点に至る。ここから、同市道を北に進み、市道えむの郷3号線との交点に至り、さらに同市道を北西に進み、市道上新田19号線との交点に至る。ここから、同市道を北東に進み、市道上新田市野坪線との交点に至る。ここから、同市道を北西に進み、刈谷田川右岸幹線用水路との交点に至り、同用水路を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

138ヘクタール

(4) 存続期間

令和元年10月15日から令和11年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第367号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
燕市水道町二丁目4213番2の一部、4213番3、4217番7の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
上越あたご福祉会	上越市三和区井ノ口1718番地4	八千浦ひよりの里	上越市西ヶ窪浜156番地1	小規模多機能型 居宅介護	R 1 . 8 . 1
上越あたご福祉会	上越市三和区井ノ口1718番地4	八千浦ひよりの里	上越市西ヶ窪浜156番地1	介護予防小規模 多機能型居宅介護	R 1 . 8 . 1

◎新潟県告示第369号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 猫山宮尾病院
- 2 所 在 地 新潟市中央区湖南14番地7
- 3 有効期間 令和元年10月1日から
令和4年9月30日まで

◎新潟県告示第370号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1 者	飯岡山崎1463番ほか20筆 6.2ha
関川村	1 者	金丸73番3ほか23筆 3.1ha
新潟市	5 者	秋葉区市之瀬下中田926番1ほか21筆 1.5ha
阿賀町	1 者	鹿瀬寺ノ原3465番1ほか7筆 0.4ha
長岡市	1 者	芹川町千分157番ほか1筆 0.2ha
見附市	2 者	今町越後塚2240番1ほか22筆 4.1ha
小千谷市	1 者	蕨生中原丙1415番2ほか2筆 0.2ha
南魚沼市	2 者	茗荷沢大柳6番2ほか50筆 6.7ha
柏崎市	4 者	田屋菅田1046番1ほか13筆 0.5ha
上越市	2 者	東京田六反田8番ほか31筆 3.9ha
佐渡市	4 者	三瀬川荊尾23番ほか20筆 3.3ha
合 計	24者	221筆 30.1ha

2 認可年月日

令和元年 8 月 29 日

◎新潟県告示第371号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年8月30日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

監事 佐渡市千種甲524 清水 明

退任年月日 令和元年5月28日

◎新潟県告示第372号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区の定款の変更を令和元年8月20日認可した。

令和元年8月30日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第373号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を令和元年8月21日認可した。

令和元年8月30日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の両津土地改良区の定款の変更を令和元年8月20日認可した。

令和元年8月30日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第375号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営水野下牧地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和元年9月2日から令和元年10月1日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び柿崎区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第 376 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 大沢、葎沢の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 葎沢の一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 葎沢の一部
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字十日市の一部

2 認証年月日

令和元年 7 月 22 日

◎新潟県告示第 377 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル 1000）
- 2 作業期間 令和元年 8 月 7 日から令和 2 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域 長岡国道事務所管内

◎新潟県告示第 378 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年 8 月 6 日から令和元年 11 月 29 日まで
- 3 作業地域 長岡市一部、柏崎市一部、刈羽郡刈羽村一部、南魚沼郡湯沢町一部

◎新潟県告示第 379 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（国土基本図 1 / 2500 修正）
- 2 作業期間 令和元年 7 月 18 日から令和 2 年 2 月 20 日まで

3 作業地域 新潟市秋葉区の一部

◎新潟県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）
- 2 作業期間 令和元年8月14日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）
- 2 作業期間 令和元年8月6日から令和2年3月13日まで
- 3 作業地域 新発田市内一円

◎新潟県告示第382号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和元年6月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社中川商店
中川 清宜
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市美沢4-65-12
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第17416号
- 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和元年6月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年6月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
矢沢建設
矢澤 志郎
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市菅畑1463
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第45659号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和元年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年6月24日

-
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小林木材興業所
小林 秀夫
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市石動町245
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第44870号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年 6 月 24 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年 6 月 26 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小泉組
小泉 誠一
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市笹目36- 1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第42546号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年 6 月 26 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年 6 月 25 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社島津左官工業
島津 貞夫
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市東宮内町3185- 4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第28080号
 - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年 6 月 25 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年 6 月 12 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サトー設備
佐藤 礼子
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市南城町 3 - 6 - 12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第19760号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年 6 月 12 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-
-

-
- 1 処分をした年月日 令和元年6月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸互
前川 秀樹
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市春日新田4-1-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第20207号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年6月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年6月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
謙信アイテムサービス株式会社
井部 一夫
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市塩屋新田2-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44523号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
諸橋建築
諸橋 秀三郎
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市飯角195
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第12071号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年6月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤造園
佐藤 久友己
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区曾根34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第15926号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
薄田工務店
薄田 昂
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区味方632
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43792号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社平成建設
近藤 千津子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区小金台30-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第22682号
 - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年6月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社中島組
中島 正栄
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市笹曲3-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41755号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年6月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社北陸クレーン
朴本 慶三郎
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字上千原4100-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第20295号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・
-

れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年6月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

青山工務店

青山 久春

3 主たる営業所の所在地

上越市大字藤野新田70-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-31)第39574号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年6月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

小木建設株式会社

小木 一晴

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区旭1-2-33

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第3260号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年6月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年7月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

良貴庭苑

藤本 貴也

3 主たる営業所の所在地

糸魚川市大字今村新田364-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44840号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年6月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年7月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社北陸エンジニア

樋口 恵

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区笠柳820-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41345号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年7月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社清水設備
清水 秀夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区美里1-6-11
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43366号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年6月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社勇志興業
小林 一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区掘掛275
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第38783号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年6月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年6月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
SD農建株式会社
濱田 保
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区新崎5304
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-30)第11917号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年6月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年7月11日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社植木建築設計事務所
植木 知典
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区早通北6-4-24
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44557号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年7月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年6月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社葵興業
安部 孝
- 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町新谷1208
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44520号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年6月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年7月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社オオスギテック
大杉 一文
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区小新大通1-10-33
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第38818号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年7月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年7月18日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
西川設備
酒井 作一
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区天竺堂612
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第22354号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年7月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年7月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟総合設備
樋宮 聡
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区愛宕2-8-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45295号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年7月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社丸啓建設
土田 啓一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区新田719-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第15330号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年7月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸山工務店
丸山 智義
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市大字蕨生乙1355-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-26)第39725号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

◎新潟県告示第383号

河川法(昭和39年法律167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年8月30日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系栖吉川
 - 2 河川管理施設の名称または種類
栖吉川左岸堤防
 - 3 河川管理施設の位置
-

- (1) 長岡市長倉西町458番7地先から同市長倉町字久保田503番1地先まで
- (2) 長岡市前田二丁目21番29地先から同市前田三丁目1410番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 長岡市長 磯田 達伸
住所 長岡市大手町1丁目4番地10

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和元年7月12日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第384号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

株式会社東京建築検査機構

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	T B T C九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号	T B T C九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号

3 変更する年月日

令和元年9月17日

◎新潟県告示第385号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、小木港港湾計画を次のとおり変更した。

令和元年8月30日

小木港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

1 港湾計画の変更年月日

令和元年8月19日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
羽茂地区	小型さん橋 船揚場	1基 延長10m

(2) 土地利用計画

地区名	用途	能力
羽茂地区	ふ頭用地	面積4ha
	港湾関連用地	面積1ha
	交流厚生用地	面積1ha
	工業用地	面積4ha

	都市機能用地 交通機能用地 緑地	面積 5 ha 面積 1 ha 面積 1 ha
--	------------------------	-------------------------------

- 3 関係図書の縦覧の場所
新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県交通政策局港湾整備課
佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター 2 階
新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎

◎新潟県告示第386号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、姫川港港湾計画を次のとおり変更した。

令和元年 8 月 30 日

姫川港港湾管理者
新 潟 県
代表者 新潟県知事 花 角 英 世

- 1 港湾計画の変更年月日
令和元年 8 月 19 日
2 港湾計画の変更の概要

(1) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
東ふ頭地区	物揚場	水深2.5m 延長50m
	物揚場	水深2.5m 延長30m
	ふ頭用地	1 ha

(2) 土地利用計画

地区名	用途	能力
東ふ頭地区	ふ頭用地	面積 3 ha
	交通機能用地	面積 1 ha

- 3 関係図書の縦覧の場所
新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県交通政策局港湾整備課
糸魚川市南押上 1 丁目 15-1
新潟県糸魚川地域振興局地域整備部

◎新潟県告示第387号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「乙女のデザイン 大正イマジユリィの世界展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
2 委託期間
令和元年 8 月 26 日から令和元年 10 月 11 日まで
3 前売観覧券販売期間
令和元年 8 月 26 日から令和元年 10 月 4 日まで
ただし、ミュージアムショップ KINBI のみ令和元年 9 月 14 日から令和元年 10 月 4 日まで
4 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代 1 丁目 6 番 1 号 新潟伊勢丹内株式会社新潟トラベル伊勢丹営業所	新潟市中央区笹口 2 丁目 12 番地 3 株式会社新潟トラベル 代表取締役 中山 真

新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI	新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社 代表取締役 高橋 徹
長岡市千秋3丁目278-14 新潟県立近代美術館内 ミュージアムショップKINBI	
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 佐久間 寛道
新潟市中央区上近江4丁目12番20号 DeKKY401 トップトラベル新潟	新潟市江南区両川1丁目3604番地12 株式会社北村製作所 取締役社長 北村 泰作
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 理事長 湯川 靖彦
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市 市長 中原 八一
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日报社 代表取締役 小田 敏三
新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行

三條市仲之町1番7号 野島書店	三條市仲之町1番7号 株式会社野島書店 代表取締役 馬場 俊二
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 水澤 千秋
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
佐渡市中原234番地1 佐渡中央文化会館	佐渡市千種232番地 佐渡市 市長 三浦 基裕
(各販売店) NIC 新潟日報販売店	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報サービスセンター 代表取締役 吉倉 久一朗
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 山田 周

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その38）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和元年8月7日（水）
- 6 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 7 落札価格
44,378,400円
- 8 入札公告日
令和元年6月28日（金）
- 9 落札方式

最低価格

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年8月30日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ長岡七日町C街区

所在地 長岡市福山町字川原403番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 株式会社原信

法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦

住所 長岡市中興野18番地2

・他1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称 株式会社新潟三越伊勢丹

法人代表者氏名 代表取締役 星野 圭二郎

住所 新潟市中央区八千代1丁目6番1号

・他2者

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年4月20日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計3,666平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計211台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計27台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 計72.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 計25.02立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社新潟三越伊勢丹

午前8時から午後8時

・HAPPYCUBE株式会社

午前11時から午後7時

・株式会社しまむら

午前10時から午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後9時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 4箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1
午前8時から午後8時
 - ・荷さばき施設2
午前7時から午後7時
 - ・荷さばき施設3
24時間
- 7 届出年月日
令和元年8月19日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和元年8月30日から令和元年12月30日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ダイレックス上越店
所在地 上越市安江二丁目90番3 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
- 3 変更年月日
令和元年5月1日
- 4 変更の理由
小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和元年8月19日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年8月30日から令和元年12月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

令和元年11月8日（金曜日） 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館別館9階 ゆきつばき

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

令和元年10月1日午前8時30分から令和元年10月25日午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とし、郵送の場合は、令和元年10月25日付け消印のあるものまでを有効とする。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第 3 号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程 (昭和 41 年新潟県病院局管理規程第 18 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前					
別表 (第 2 条関係) 行政財産使用料の基準					別表 (第 2 条関係) 行政財産使用料の基準					
区分	使用の種類		単位	使用料 (単位 円)	区分	使用の種類		単位	使用料 (単位 円)	
土地	(略)				土地	(略)				
	電 気 通 信 施 設 そ の 他 こ れ に 類 す る も の 以 外 の も の	建 物 又 は こ れ に 類 す る も の	使 用 許 可 期 間 が 1 月 未 満 の 場 合	(略)		電 気 通 信 施 設 そ の 他 こ れ に 類 す る も の 以 外 の も の	建 物 又 は こ れ に 類 す る も の	使 用 許 可 期 間 が 1 月 未 満 の 場 合	(略)	地方税法 (昭和 25 年 法律第 226 号) 第 349 条の規定により土地 課税台帳又は土地補 充課税台帳に登録さ れた価格 (地方税法 附則第 17 条の 2、同 法附則第 18 条、同法 附則第 19 条、同法附 則第 19 条の 3 及び同 法附則第 19 条の 4 を 適用した価格で地方 税法第 349 条の 3 の 2 を適用しない価格) を基準として局長が 定める額の 100 分の 5 に相当する額に 12 分の 1 を乗じて得た 額に <u>1.1</u> を乗じて得 た額
	(略)					(略)				
建 物	固定資産管理台帳価格の 1,000 分の 6 に 土地使用料相当額の 1 2 分の 1 (借地に ついては県が負担している地代相当月額) を加算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額を月 額とする。				建 物	固定資産管理台帳価格の 1,000 分の 6 に 土地使用料相当額の 1 2 分の 1 (借地に ついては県が負担している地代相当月額) を加算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た 額を月額とする。				
(略)					(略)					

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以降納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使 用料については、なお従前の例による。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、令和元年9月1日から実施する。

令和元年8月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を削る。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立吉田病院	内科、消化器内科、人工透析 内科、外科、消化器外科、乳 腺外科、肛門外科、整形外科、 精神科、小児科、皮膚科、泌 尿器科、産婦人科、眼科、耳 鼻いんこう科、リハビリテー ション科、放射線科、歯科口 腔外科、麻酔科	新潟県立吉田病院	内科、消化器内科、 <u>脳神経内</u> <u>科</u> 、人工透析内科、外科、消 化器外科、乳腺外科、肛門外 科、整形外科、 <u>脳神経外科</u> 、 精神科、小児科、皮膚科、泌 尿器科、産婦人科、眼科、耳 鼻いんこう科、リハビリテー ション科、放射線科、歯科口 腔外科、麻酔科
(略)		(略)	

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動浸透圧測定装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年8月30日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動浸透圧測定装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年9月4日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年9月5日(木)午前10時30分
新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、令和元年度駐車場内車両等誘導警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年8月30日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
-

令和元年度駐車場内車両等誘導警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和元年9月17日から令和2年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

契約額における消費税率は、令和元年9月30日までの履行に係る部分は8%、令和元年10月1日以降の履行に係る部分は10%とする。

したがって、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（令和元年10月1日以降に係る部分は100分の10）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100（令和元年10月1日以降に係る部分は110分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第2号に定める警備業務の認定証の交付を受けていること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和元年9月6日（金）午後5時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和元年9月5日（木）までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和元年9月10日（火）午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（令和元年10月1日以降に係る部分は100分の10）を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月30日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（生活安全企画課）</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による核燃料物質等の運搬の届出の受理等に関すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p style="text-align: center;">（警備第二課）</p> <p>第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定による核燃料物質及び<u>放射性同位元素等の規制に関する法律の規定による特定放射性同位元素</u>の防護に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（生活安全企画課）</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による核燃料物質等の運搬の届出の受理等に関すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p style="text-align: center;">（警備第二課）</p> <p>第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定による核燃料物質の防護に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第 3 号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日

新潟県公安委員会

委員長 山 田 知 治

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
風化 俗等 営に 業関 等す のる 規法 制律 及関 び係 業 務 の 適 正	(1)～(71) (略) <u>(72) 風営適正化法施行規則第110条の 規定による風俗環境保全協議会の委員 の委嘱</u> <u>(73)</u> (略) <u>(74)</u> (略) <u>(75)</u> (略) <u>(76)</u> (略) <u>(77)</u> (略) <u>(78)</u> (略) <u>(79)</u> (略) <u>(80)</u> (略) <u>(81)</u> (略) <u>(82)</u> (略) <u>(83)</u> (略)	風化 俗等 営に 業関 等す のる 規法 制律 及関 び係 業 務 の 適 正	(1)～(71) (略) <u>(72)</u> (略) <u>(73)</u> (略) <u>(74)</u> (略) <u>(75)</u> (略) <u>(76)</u> (略) <u>(77)</u> (略) <u>(78)</u> (略) <u>(79)</u> (略) <u>(80)</u> (略) <u>(81)</u> (略) <u>(82)</u> (略)
(略)		(略)	
放 射 性 同 位 元 素 等 の 規 制 に 関 する 法	(1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第18条第6項の規定による指示 (2) 放射性同位元素等の規制に関する法律第42条第1項の規定による報告の徴収 (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2の規定による立入検査等の実施 (4) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)第18条の規定による都道府県公安委員会の間の連絡 (5) 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号。以下「放射性同位元素等運搬届	放 射 性 法 同 律 元 係 素 等 に よ る 放 射 線 障 害	(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第18条第6項の規定による指示 (2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項の規定による報告の徴収 (3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2の規定による立入検査等の実施 (4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)第18条の規定による都道府県公安委員会の間の連絡 (5) 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号。以下「放射性同位元素等運搬届

<p>律 関 係</p>	<p>出府令」という。)第2条第1項の規定による届出書の受理及び同条第4項の規定による届出受理書の交付 (6) 放射性同位元素等運搬届出府令第3条第3項の規定による指示書の交付</p>	<p>の 防 止 に 関</p>	<p>出府令」という。)第2条第1項の規定による届出書の受理及び同条第4項の規定による届出受理書の交付 (6) 放射性同位元素等運搬届出府令第3条第2項の規定による指示書の交付</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>重 要 施 設 の 周 辺 地 域 の 上 空 に お け る 小 型 無 人 機 等 の 飛 行 の 禁 止 に 関 す る 法 律 関 係</p>	<p>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第9条第3項の規定による公安委員会への通報</p>	<p>国 力 会 事 議 業 事 所 の 周 辺 地 域 の 上 空 に お け る 小 型 無 人 機 等 の 飛 行 の 禁 止 に 関 す る 法 律 第 8 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 公 安 委 員 会 へ の 通 報</p>	<p>国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定による公安委員会への通報</p>

附 則

この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。